



日本司法書士会連合会 編
『動産・債権譲渡登記の実務』

記載例の豊富さが魅力。執筆者の視野と実力を示す充実した内容

【評者】池田真朗

本書は、第一線の7名の司法書士の方々の手になるものである。書名と、編者（日本司法書士会連合会）から想像すると、動産譲渡登記の申請実務と債権譲渡登記の申請実務を解説しただけの書物、という印象があるかもしれないが、実際には、動産譲渡登記と債権譲渡登記の組み合わせとしてのABLや、最近の民法（債権法）改正検討作業にも言及した、充実した内容になっている。

まず、流石に司法書士の皆さんのお仕事、と思わせるのは、動産譲渡登記、債権譲渡登記のそれぞれに係る各種登記申請手続に関する申請書や証明書の記載例の豊富なことである。例えば、債権譲渡登記がされていないことのいわゆる「ないこと証明書」についての記載例やその説明など、大変行き届いている。また、効力要件、対抗要件、譲渡担保、占有改定、即時取得、等、主要な法律用語や法的概念については、法学の教科書にあるような解説がついていて、一般の読者にも分かりやすいものになっている。

債権譲渡登記は債権譲渡特例法によって1998年に創設され、動産譲渡登記も2004年に増補された動産債権譲渡特例法によって開始されたものである。一般にはまだまだ知名度が低いのもかもしれないが、債権譲渡登記などは、民法上の確定日付ある通知・承諾という第三者対抗要件を代替するものとして、今日の資金調達取引では民法対抗要件よりも頻繁に用いられる状況にある。本書は、実務家に有益な手引きというだ

けでなく、これらの制度を分かりやすく解説する啓蒙書としての適性も高い。

一点、これは望蜀の願いに属するものであるが（つまり、登記実務の解説という意味では、かえってこれが適切なのであろうが）、ABLについての解説が、正確かつ丁寧ではあるもののいささか客観的で平板な印象がある。つまり、ABLは、担保提供不動産に限りがある中小企業にとって、売掛債権や在庫動産という流動資産を資金調達のために活用して、運転資金の確保をはかるといふ、非常に重要な取引形態であり（実際、企業が有する売掛金の総額は土地に匹敵し、在庫は土地の半分程度に達する。本書184頁参照）、しかも、良い製品を作り出している中小企業にこそ、事業継続の機会を与える融資となる。その意味で、筆者らが提唱する「生かす担保」論（池田真朗『債権譲渡の発展と特例法』（弘文堂、2010年）参照）など、旧来の担保概念に变革をもたらす議論にも触れていただければよりインパクトのある書物になったのではないかと思う次第である。

いずれにしても、本書は、鈴木龍介、初瀬智彦氏ら、積極的に経済産業省のABL普及事業や民法改正論議に参加している執筆者の視野と実力を示すものになっている。全国の司法書士の皆さんのためにも慶賀すべき出版物と思う次第である。

（金融財政事情研究会、A5判350頁・
定価3,150円（税込））

（評者は慶應義塾大学大学院法務研究科教授）